

企業法

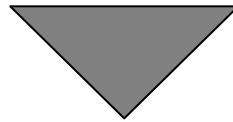
本試験

問題 8 株式会社の機関に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5 点）

ア. 公開会社でない大会社は、指名委員会等を置いてはならない。

《解答 8》

ア. 本肢の記述は誤りである。公開会社でない大会社であっても、指名委員会等を置くことができる（326 条 2 項）から、「置いてはならない」としている本肢は誤りである。



短答ポイントアップ答練 第 2 回

問題 1 株式会社の機関設計に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

～ 略 ～

エ. 公開会社でない株式会社は、大会社ではない場合には、指名委員会等を置くことができない。

《解答 1》

エ. 誤 公開会社でなく、大会社でない株式会社でも、定款で定めれば指名委員会等を置くことができるから（326 条 2 項）、本肢は誤りである。